

令和 4 年 6 月 28 日現在

機関番号：11301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23196

研究課題名（和文）不正会計の発覚が企業や監査人にもたらす帰結に関する実証分析

研究課題名（英文）Consequences of accounting misconduct disclosure for the firm's performance and the audit partner

研究代表者

尾関 規正（Ozeki, Norimasa）

東北大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：60846038

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、不正会計が発覚した日本の上場企業や担当していた監査人を対象として、不正会計の発覚によって生じる帰結の実態や、そのような影響を引き起こす決定要因を実証的に分析した。主要な成果は次のとおりである。不正会計が発覚した企業では第三者委員会による調査報告を行う場合に株価の下落が緩和する。不正会計による財務諸表の訂正を行った企業は発覚までの裁量的な会計行動を改め、その後の期間では財務報告の品質を改善する。過去の財務諸表を訂正した企業の訂正対象期間を担当した監査パートナーは、発覚した企業からだけでなく、他の担当クライアントからも担当を外されやすくなる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

財務報告が株式市場における投資意思決定を支えるためにはその信頼性を確保することが必要となる。不正会計が発覚して財務報告の信頼が失われた当事者や関係者に生じる帰結は、財務報告の信頼性によって維持されていたものを示すと解釈できる。本研究の学術的な意義は、そのような財務報告の信頼性の毀損やその修復によって、企業や監査人の評価にあらわれる具体的な影響の実態を提示した点にある。また、そのような実態を示す社会的な意義として、信頼を失うことによるペナルティの大きさが示されることから、企業が不正会計を実行する判断の抑止や、監査人が行う監査品質の向上に貢献すると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study empirically analyzes the consequences that occur when financial misconduct is revealed and the determinants of their effects, targeting Japanese listed companies and auditors. The main results are as follows. (1) The stock price of a misconduct firm is less likely to keep declining in the cases that a third-party (independent) committee investigates it. (2) Firms with restatement due to financial misconduct are more likely to clean up their prior discretionary accounting process and improve the quality of their financial reporting in subsequent periods. (3) Audit partners who signed the restated period are more likely to be replaced by their current clients, not only by clients who were revealed misstatements.

研究分野：会計額

キーワード：財務会計 監査 不正会計 株価形成 第三者委員会 会計的裁量行動 監査人 パートナー

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

適正な財務諸表に基づく財務報告により企業の実態を開示することは、株式市場における投資意思決定を支えている。こうした財務報告のはたらきは、報告される内容が信頼できる情報であることが前提にあり、その信頼性を確保するために、上場企業に対しては外部監査人による財務諸表監査などの制度上の対応がなされている。しかしながら、財務報告に虚偽の記載が意図的に含まれることを意味する不正会計事例は現在に至るまで継続的に起きており、財務報告制度全体の信頼性の低下につながる問題となっている。

これまで不正会計の早期発見や防止を目的とした研究が進められているが、いまだその発覚は止まらない。一方で、実行した企業やそれを見逃していた監査人に対して、不正会計の発覚がもたらす帰結を明らかにする研究はあまり蓄積されていない。不正会計の発覚は財務報告の信頼を失うことを意味するため、そのとき企業や監査人に生じる変化は、本来維持される信頼性が支えていた評価を失うことの影響を示唆する。不正会計によって企業や監査人にマイナスとなる変化が生じるならば、その信頼性が企業や監査人にとって企業価値やその役割の基礎となる重要な前提であることを意味する。このため、不正会計の帰結を明らかにすることは財務報告が維持すべき信頼性の役割を理解する意義がある。

また、そのような変化は、不正会計が発覚した場合に外部から受けるペナルティを意味する。これは不正会計の実行やその看過によって生じるコストを意味するため、関与する当事者の判断を通じて不正の実行を抑制すると考えられる。不正会計発覚の帰結の実態として不正会計を実行するコストの理解が進むことで、摘発や防止策を示す研究だけでは不十分であった不正会計の抑止を、帰結の側面を通じて促すことができるだろう。

これまでの帰結を対象とした研究では、不正会計発覚時の短期的な株価下落や経営者交代などにより企業やその関係者にマイナスとなる経済的帰結が生じることが知られている。しかしながら、その帰結に作用する決定要因などのメカニズムについては未解明な部分が多い。不正会計発覚の帰結から信頼性の持つ重要な意味を理解し、その実行の抑止につなげるためには、発覚後において関与した企業や監査人における帰結の重大性を示すだけでなく、その帰結に作用する要因となる財務報告の信頼性との因果関係を示す必要がある。

2. 研究の目的

以上の背景にもとづいて、本研究課題は、不正会計の発覚した企業やそれを見逃した監査人における不正会計の発覚後に生じる変化の実態や、その影響を引き起こす要因を明らかにすることを目的とする。その影響を引き起こす具体的な要因として、不正会計の発覚によって失われる企業や監査人の信頼性に着目し、信頼性を通じた企業や監査人の実態の変化を通じて帰結の要因を明らかにする。

日本においては、上場企業によって不正会計が発覚した後、それに関する調査報告が適時開示を通じて詳細に公表されるため、各事例の性質や企業対応を特定しやすく、帰結を左右する要因を分析しやすい開示環境が整っている。また、監査人については、担当するパートナー個人の氏名が公表されていることから、監査法人単位だけでなく、パートナー個人単位の分析により、不正会計の発覚したクライアントに関与して信頼性が低下する監査人をより明確に特定できる。これらの国際的にも特徴のある日本の設定での公表情報を活用することで、独自の研究成果を得ることも本研究の目的のひとつである。

3. 研究の方法

本研究では、不正会計の発覚による帰結の実態を明らかにするため、日本の上場企業が 2005 年から 2016 年までに適時開示を通じて公表したすべての不正会計の事例を手作業により収集し、それらの事例を対象とした実証的な分析を行う。

不正会計発覚後の企業に生じる帰結として、まず、企業の長期的な株価推移を測定する。短期的な株価下落のみからは信頼性を失うことの一時的な影響がわかるが、その後の長期的な期間に範囲を拡大し、その後に企業がとった信頼を修復するための対応との関係をたしかめる。信頼性を修復する行動が長期的な株価の回復につながるのであれば、財務報告の信頼性が企業価値を支えることが示唆され、帰結に作用する要因になることがわかる。

次に、不正会計の発覚した企業において、会計利益にあらわれる変化を測定する。会計基準が規定する会計処理には、企業による会計方針の選択や見積りが含まれることから、企業にとっての一定の裁量が含まれ、その裁量行動が少ないほど財務報告の品質が高いと解釈される。先行研

究に従って裁量的な会計処理の水準を測定することで、不正会計の発覚による企業の裁量行動に生じる変化を明らかにする。

続いて、不正会計を含む財務諸表の虚偽表示を見逃した監査人の変化に着目する。担当するクライアントで虚偽表示が発覚した監査法人は監査人を交代しやすいことが知られているが、パートナー個人単位での変化を明らかにすれば、その因果関係をより明確にできる。虚偽表示を見逃していたパートナーは監査品質の信頼性が失われると予想されるため、その変化の実態を測定することで、そのパートナーに生じる帰結の要因を明らかにする。

4. 研究成果

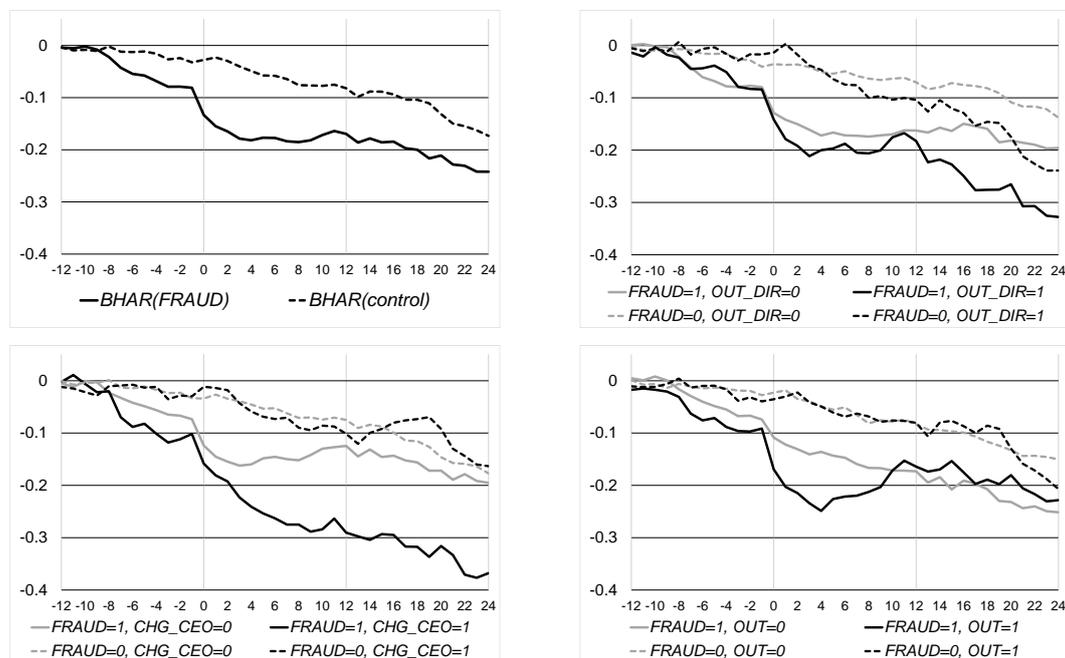
(1) 不正会計が発覚した企業の対応と株価の関係

本研究では、不正会計の発覚を公表した日本の上場企業を対象として、株式市場の長期的な株価推移を測定し、発覚後における信頼回復を図るために企業がとった対応との関係を明らかにした。不正会計を公表した企業に対する株式市場の長期的な評価を不正会計が発覚していない企業との比較により測定した。また、発覚後の企業対応として、経営者の交代、社外取締役の増加、そして、第三者委員会による調査報告がある場合とない場合の発覚後 24 カ月の株価推移の違いを検証した。

図1はその結果の一部を示したものであり、まず、図1(左上)より不正会計が発覚した企業は発覚していない企業よりも長期的に株価が下落していることがわかった。このとき、経営者の交代(図1左下)、社外取締役の増加(図1右上)といった対応では、非不正企業との有意な差は見られないものの、第三者委員会による調査が行われている場合(図1右下)には、発覚後短期的には大きく株価は下落するものの、その後回復が見られる傾向を発見した。この結果は、不正会計発覚後における独立性の高い調査報告が、企業の信頼を修復する企業対応として、株式市場の一時的な下落を緩和することを意味する。不正会計の発覚により失った信頼を修復することが、その後の株式市場からの評価を決定する要因になっており、株式市場において財務報告の信頼性が重要な役割を持つことが示唆される。

この研究成果については、日本の専門家団体の機関誌において、論文を公開している。

図1：不正会計が発覚した後の企業の株価推移と、企業の対応別の株価推移



左上図は、不正会計が発覚した後の企業(**FRAUD**, または, **FRAUD=1**)とそうでない企業(**control**, または, **FRAUD=0**)の株価推移(左上)である。また、不正会計発覚後の企業の対応別の株価推移として、右上図は社外取締役の増加(**OUT_DIR=1**)、左下図は経営者の交代(**CHG_CEO=1**)、右下図は第三者委員会による調査(**OUT=1**)がある場合の株価推移である。

(2) 不正会計に起因して財務諸表の訂正を行った企業の会計的裁量行動に生じる変化

日本の上場企業で不正会計に起因して過年度の財務諸表を訂正した事例において、その発覚期から発覚後の複数期間に生じる会計的裁量行動の変化を明らかにした。会計的な影響を捉えるため、対象を会計的に重要な影響のある事例となる財務諸表の訂正事例に限って分析を行った。不正会計による財務諸表の訂正の発覚は、企業が会計的裁量行動を過剰に行った結果として会計基準を逸脱したことを意味し、財務報告の信頼を大きく損なうことになる。このため、発覚した企業では信頼を取り戻すために過去の会計的裁量行動を解消し、その後の期間でも会計的裁量行動を抑えることが予想される。このような発覚企業の変化を実証するため、対象企業の会計的裁量行動を反映する指標について、不正会計が発覚していない企業との差に生じる開示前後の変化となる差の差分析を行った。

図2：不正会計に起因して財務諸表の訂正を行った企業($Treat=1$)とその比較企業($Treat=0$)における不正会計の公表期($t=0$)前後の会計的裁量行動(DA)の比較

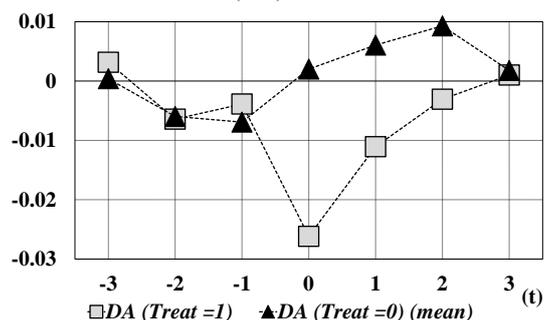


図2はその結果の一部を示したものである。図2で示すとおりで、不正会計の発覚した企業では、公表のあった期 ($t=0$) とその後2期間 ($t=1$ および $t=2$) で会計的な裁量行動の指標が有意にマイナス方向へ変化することを発見した。特に公表のあった期には大きな反転が見られ、不正会計の発覚やその対応によってそれまでの会計的裁量行動の姿勢を変化させる転機が起こることが示唆される。また、その後も会計的裁量行動が非不正企業と比較して抑えられていることから、不正会計が発覚した企業では、財務報告の品質改善をシグナリングすることで信頼を回復しようとする解釈できる。

この研究成果については、日本の学会機関誌において、論文を公開している。

(3) クライアントにおいて虚偽表示が発覚した監査パートナーに起こる帰結

監査パートナーを対象として、担当するクライアントにおいて虚偽表示が発覚した場合に監査品質の信頼を失うことで経験する帰結を明らかにした。帰結を測定するにあたって、先行研究では不正会計の発覚した期間のパートナーを対象とすることが多い。しかしながら、不正会計は発覚時から見て過年度に渡って実行されている事例がほとんどであるため、それを見逃した責任のあるパートナーは発覚した時点のパートナーではなく、過年度の財務諸表の訂正対象期間に担当していたパートナーが該当する。監査の失敗の責任と因果関係のある変化を明確に測定するため、発覚した期間の担当パートナーだけでなく、訂正対象期間のパートナーを特定し、発覚後に生じる変化を測定した。

その結果、訂正対象期間のパートナーである場合に、クライアント数の減少を経験することがわかった。一方、発覚時期のパートナーの変化は有意には生じていなかった。さらに、その変化は、虚偽表示が規制当局の処分を受けるような重大な事例である場合や、訂正対象期間のうちパートナーが担当していた期間が長い場合に、より顕著な変化が生じていた。過去の訂正対象期間のパートナーは虚偽表示が発覚したクライアントからは外れている場合もあるが、パートナーの個人名が公表されている日本の環境においては、過去の監査品質の低さが発覚時点の信頼性の毀損につながり、ペナルティが追跡的に生じることがわかった。

この研究成果については、海外の学術誌に投稿しながら検討を加えている段階にあり、本報告時点ではワーキング・ペーパーとしてまとめられている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 尾関規正	4. 巻 58(10)
2. 論文標題 不正会計開示後の企業対応と株価形成	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 証券アナリストジャーナル	6. 最初と最後の頁 19-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 尾関 規正	4. 巻 2021
2. 論文標題 不正会計に起因する修正再表示が会計的裁量行動にもたらす変化の実証分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 会計プログレス	6. 最初と最後の頁 67-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34605/jaa.2021.22_67	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Norimasa Ozeki, Tomomi Takada	4. 巻 No. 144
2. 論文標題 Are partners penalized? Empirical evidence in the case of a client's misstatements	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 TOHOKU MANAGEMENT & ACCOUNTING RESEARCH GROUP Discussion Paper	6. 最初と最後の頁 1-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 尾関規正
2. 発表標題 不正会計の開示による利益マネジメントの変化に関する実証分析
3. 学会等名 日本会計研究学会第79回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 尾関規正・高田知実
2. 発表標題 虚偽表示の発覚により監査パートナーに生じる帰結の実証分析
3. 学会等名 日本経済会計研究学会第2回秋季大会 ディスクロージャーカンファレンス
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関